

## 「成長産業化農政」を越えて

小池 恒 男

小論は、筆者の「地域農業振興にどう取り組むか-農業の「成長産業化」を越えて-」『農業と経済』（2016年7・8月合併号）の続編である。筆者はそこで、「1.“成長産業化農政”の流れとその主要施策」、「2.農協の自己改革とめざすべき目標」、「3.農業保護政策を左右する国民的支持の行方」、「4.“オルタナティブ農業”をどう発展させるか」について論じた。そして1節の最後で、「比較生産性劣位の第一次産業が先進国の経済成長を牽引するということは、経済理論としても一般的にはあり得ないことであり、むしろこのことが喧伝されるということが、一国経済の行き詰まりを象徴しているともとれる」と述べた。

しかしながらその後も、六次産業化、輸出の促進、8割の農地の担い手への集積、経営所得安定対策と米の生産調整の見直し等々、の4つの柱を軸に政策を再構築して、農林水産業の成長産業化をわが国全体の経済成長に結びつける「成長産業化農政」ともいうべき官邸の農政の姿はますます鮮明になるとともに、ますますその強引な推進が目立ってきている。もちろんそれぞれ大切な観点なのであるが、しかしそれは一方において多くの難点を合わせもっている。小論はこの「成長産業化農政」の中心に座る農商工連携の推進、農産物等の輸出促進、8割農地の担い手への集積についてあらためて検討を加えることにしたい（Ⅰ-1・2・3・4）。そして、3節の「農業保護政策を左右する国民的支持の行方」、最後の4節「“オルタナティブ農業”をどう発展させるか」を受けて、小論では、あるべき地域農業振興のあり方について論じる（Ⅱ-5・6・7・8）。

### I . 「成長産業化農政」の批判的検討

#### 1. 六次産業化（農商工連携）

〈表1-1〉で明らかなように、わが国における食品製造業の99%が中小規模の企業によって占められている点、また農林水産物・食品の輸出額に占める加工食品の割合が3割を超えている点（表2-1）、わが国において食品製造業に従事する従業者数が相対的に多い点（145万人、フランスの3.8倍）等々を考慮すると、地域における農商工との連携、六次産業化の意義は大きいものといえる。農協等がリードして進めている事例（和歌山県・JA紀の里、福島県・JAしんふくしま（パン屋さんと提携してパンを直売所で供給したところ客層が一変した）等に学び、地域の特徴を活かした取り組みについての検討が求められる。

表 1-1 日本の食品製造業（2012年）

分類別	企業数
大企業（従業者数300人以上）	484社（1.03%）
中小企業（従業者数299人以下）	33,137社（70.63%）
零細企業（従業者数3人以下）	13,294社（23.34%）

資料：『食品産業に関する資料』

注：従業者数は145万人（フランス378,000人の3.8倍）

パイの拡大を見込めないという状況を考慮するならば、また全国的な青果物の生産拡大の影響を考えるならば、付加価値の拡大は重要な観点ではある。

行政が販売拡大でなしうることがあるとすれば何か。この点で注目しておきたいのは大分県の「農林水産業による創出額＝農林水産業産出額＋加工等による付加価値額＋日本型直接支払制度交付金」という考え方で、県下の200人の普及員によるとくに自県産原料に依拠している県下の食品企業130社を訪問させて、「加工等による付加価値額」をはじき出したという取り組みである。

加えて、同県園芸振興室の“おおいたブランド推進課”に、国内流通班、海外流通班、農商工連携班を配置して、ユニークなのはそこに5人のマーケターを配置している点である（市場関係者との商談において、行政ならではの強みを発揮していると評価されている）。こうした取り組みが、マーケットインの商品開発につながる可能性を秘めている点に注目しておきたい<sup>注1)</sup>。

しかし、六次産業化には以下の2つの問題点がある。

1. 六次産業化は、必ずしも直接的に農業所得の増大につながるものではなく、むしろより大きく地域経済の活性化の課題に沿う取り組みといえる。そういう意味では、それは農林水産省が農協の事業・活動として相対的に否定的にみている部分に相当するものであり、政策に矛盾をきたしている。
2. 文献②でわざわざ、「経団連に加盟する業界・企業との連携・協力の必要性」を強調しているが、これは地域の実態と必ずしもマッチするものではない。

要は、「トンビに油揚げ」ということにならない、付加価値の確実な地元によるゲットを可能にする六次産業化の取り組みであるかどうかである。

## 2. 農産物等の輸出促進

いうまでもなく、人口減少社会、需要の減少という趨勢の中で、パイを大きくするという観点で輸出拡大の意味は大きい（もちろん、先んじて輸入に転じている輸入農産物の奪還（国産への置き換え）こそが先行してあるべきではあるが）。

しかしながら、表2-1で明らかなように、食肉、野菜、果実からなる生鮮農産物の輸出額は383億円で全体の5.1%を占めているに過ぎない。アルコール飲料水、菓子、調味料等の加工食品が全体の30.3%を占めているが、その加工食品の国産原料割合は2割程度である。この観点からしても、輸出拡大に先んじて取り組むべきは、すでに失われている加

工原材料に仕向けられている輸入農産物の奪還（国産への置き換え）であるといえる。同様の意味において、「輸出でTPPによる農産物輸入の拡大を相殺できるものではない」というきびしい現実をみておかなければならない。

世界における農産物・食料品の輸出額が大きいのは、1位アメリカ、2位オランダ、3位ブラジル、4位ドイツ、5位フランス、そして日本は57位である。

単位農協の取り組みが多くみられる点もみておかなければならない。しかし、その多くは荷受会社を通じてのものであって、有利販売というよりはやはりパイを大きくする効果が大きいとみるべきであろう。米に関しては、販売価格の低下が目立っており、むしろ海外進出（現地生産）の方が有利とする業者の指摘のほうがまさっている。特徴をあげるならば、長いお付き合いがある、荷受会社を通じて、米は現地生産等々の点である。要は、まず、輸入農産物の国産への置き換え、そして販路の拡大という優先順位の確認である。

表2-1 農林水産物・食品の輸出額（2015年）

分類		輸出額
農産物	加工食品	2,258億円（30.3%）
	畜産品 牛肉	110億円（1.5%） 469億円（6.3%）
	穀物等 米・米加工品等	201億円（2.7%） 365億円（4.9%）
	野菜・果実等	235億円（3.2%）
	その他 緑茶	101億円（1.4%） 82億円（1.1%） 1,021億円（13.7%）
	小計	4,434億円（59.5%）
水産物	水産調製品 水産物（調製品を除く）	693億円（9.3%） 2,064億円（27.7%） 2,757億円（37.0%）
林産物		270億円（3.5%）
合計		7,452億円（100.0%）

資料：農林水産省『農林水産物・食品輸出の現状』2016年02月。

### 3. 8割の農地の担い手への集積

2005～15年の全国、都府県別の経営耕地面積規模別経営体数、耕地面積の推移をみて、最も注目される点は、都府県では、2015年において、分解基軸の5ha以上層のところに（5.5%の経営体のところに）40.3%の経営耕地面積が集積しているという点である（全国データでは57.9%）。一方、都府県の認定農業者数は2015年6月末で21万5,312（うち法人16,830）である。これは、都府県の5ha以上の7万4,494経営体に、1～5haの75万4,614経営体のうちの3～5haの7万8,755経営体、2～3haの11万4,412経営体の54.2%の経営体（6万2,063経営体）を加えた数に一致する。これに対応する経営耕地面積は44万3,989haであり（=29万5,786ha [3～5ha] +14万8,203ha [2～3ha] ×54.2%），その総経営耕地面

積に占める割合は18.5% (=44万3,989ha ÷ 240万993ha) である。したがって、都府県の担い手(認定農業者)への農地集積率は、5ha以上層への農地集積率40.3%にこの18.5%積み増した58.8% (=40.3%+18.5%)ということになる。

同様に全国についてみると、認定農業者数は2015年6月末で24万7,029(うち法人1万9,631)である。全国の認定農業者24万7,029は、5ha以上の10万5,013経営体に、1~5haの53万890経営体のうちの3~5haの8万1,538経営体、2~3haの11万5,983の2分の1の経営体(≒5万8,000経営体)を加えた数、24万4,551経営体にほぼ近い数になる。つまり、認定農業者数は、経営耕地面積規模別経営体数とは、ほぼ2.5ha以上の経営体数に近い数値になる。それに対応する経営耕地面積は44万5,319haであり(=30万6,703ha [3.0~5.0ha] +13万8,616ha [2.0~3.0ha] × 1/2), その総経営耕地面積に占める割合は12.9% (=44万5,319ha ÷ 345万1,444ha) である。したがって担い手(認定農業者)への農地の集積は、5ha以上層への農地集積率57.9%にこの12.9%を積み増した70.8% (=57.9%+12.9%)ということになる。

また、全国都府県の経営体数は2005年~15年にかけて、195万4,764経営体から133万6,552経営体へ、61万8,212経営体の減少、減少率31.6%である。経営耕地面積は、同期間に、262万804haから240万993haへ、21万9,811haの減少、減少率8.4%である。

一方、2005年~15年にかけての5ha未満層の経営耕地面積の減少は62万5,250haである。これに対して同期間における5ha以上層の経営耕地面積の増加は40万5,440haで、その差は21万9,810haである。また、この10年間ににおける借入耕地面積は61万3,605ha(借地率23.4%)から92万5,551ha(同38.35%)へと、31万1,946haの増加となっている。この増加面積と、先の5ha未満層の経営耕地面積の減少の62万5,250haとの間にも31万3,304haの差が生じている。つまり、5ha未満層の経営耕地面積の減少がすべて5ha以上の経営耕地面積の増加に回っていないこと、借入面積の増加に回っていないことが明らかになっている。このミスマッチが意味していることは、耕作放棄地の拡大であり、すでにオーバーフローしていることを意味しているのである。

#### 4. 中心に座るべきは生産振興、販売拡大

「農協改革」によって背負わされた「農業の成長産業化」ではなく、この国の多くの地域で、豊かな気候風土、豊かな自然環境、そして多くの「山々のふもとにひろがる中山間農業地帯」を抱えたわが国土の固有の風土をふまえて、ごく普通にわが国の農業・農村のあり方について構想するならば、地域農業を次世代にきちんと継承する、地域農業を持続的に発展させる(地域農業の次世代への継承、地域農業の持続的発展)というめざすべき農業のあり方が定立されなければならないであろう。それが小論に付せられた、「農業の「成長産業化論」を越えて」に込められた意図である。さらに言えば、その中心に座るべきはごくオーソドックスに生産振興であり、販売拡大だということである。そして、その実現に向けての農協の営農経済事業改革だということである。

## Ⅱ．あるべき地域農業振興の取り組み

### 5. 三つの基本方向に沿っての地域農業振興計画の策定

ここでは地域農業振興計画の構成について、基本理念、基本方向、基本課題、具体化方策の4つの柱建てに沿って一般論として論じることにはしたい。

#### 1) 基本理念

地域農業を次世代にきちんと継承し、地域農業を持続的に発展させる（地域農業の次世代への継承、地域農業の持続的発展）ことがめざすべき農業のあり方ではないか。

#### 2) 3つの基本方向

第一の方向は、大規模農家への集約化と産地育成、市場出荷を目指す農業、さらにはそこに集落営農や大規模農事組合法人等々の地域で考え出される自由で、柔軟で弾力的な対応可能な農業支援の体制づくりを付け加えたい。

第二の方向は、直売所をはじめとする地産地消の取り組み、自家加工、農家民宿・農家レストラン、自然再生エネルギー、補助金総取り込み等々によって支えられて立ち行く多くの中小規模農業や兼業農家のめざす農業である。もちろん両者は、長期的にみれば相互に入れ替わる関係にあり、かつ相互に支え合う関係にもある。この第二の方向の基底に、低投入・内部循環・自然との共生めざす“いのちはぐくむ農法”がしっかり位置づいているという“オルタナティブ農業”の発展がきわめて重要な意味をもつことになる<sup>注2)</sup>。

第三の方向は、この両者がよって立つ岩盤、揺らぎなき岩盤となる「くらし支える農村」づくりという方向である。

#### 3) 基本課題設定の前提

基本課題の設定は、農業生産・販売の基本的性格に立脚して設定するほかはない。それは基本的には、何を（作目、品目）「Ⅰ」、誰が（担い手）「Ⅲ」、どう作って（農法）「Ⅳ」、どう売るか（販売）「Ⅱ」、それを根源のところで支える農地がある「Ⅴ」、それを根源のところで支える地域社会がある「Ⅵ」ということになる。つまり基本課題は基本的には以上の六本柱で、この基本課題のもとに設定される主要施策、さらにそのもとに設定される具体化方策を実現するために必要となる「関係機関・団体との連携」（地域農業推進協議会）を“特出し”して備えることが求められることになる。

#### 4) 基本課題の設定

前提に基づいて、基本課題を具体的に以下のように整序することにはしたい。

- I 特産物の振興
- II 販売拡大・高付加価値化
- III 担い手の育成・確保

- Ⅳ 環境に負荷を与えない農業技術の普及  
(あるいは、自然と共生する農業技術の普及、いのちはぐくむ農法の普及)
  - ・オーガニック農法
  - ・特別栽培
  - ・耕畜連携
  - ・新たな輪作体系の形成
  - ・土壌診断・分析の推進
- Ⅴ 優良農地の確保・活用
- Ⅵ 農村環境の保全・活力ある地域社会
  - ・日本型直接支払い事業の取り組み
  - ・美しい田園景観づくりの取り組み
  - ・鳥獣被害対策
  - ・グリーンツーリズムと観光農業の開発
  - ・地域資源を活かした自然再生エネルギーの開発
  - ・食育の取り組み

【特出し】 関係機関・団体との連携（地域農業推進センター）

農協、農業改良普及所等とともに「地域農政」を形成、展開していくという考えに立つならば、恒常的な協議会の設置、ワンフロア化等の対応も考えられる。行政には手を出せない、事業体であるJAにこそやっていただきたい事業というものがある（その事業の提案）。農協には単独ではなし得ない事業、それを補完する行政にこそやっていただきたい施策というものがある（その施策の提案）。それをぶつけ合う場としての「地域農政推進協議会」といった協議体の設置が必要となる。それは、バーチャル（形として存在しない、実質的に機能する）なものであってもかまわない。加えて、必要に応じて、自治体・農協出資型生産法人の立ち上げといった事業を担う実働部隊の立ち上げも考えなければならない。

以上、シンプルな「基本課題と主要施策の柱建て」を提示して、徹底した関係者の参加（思い切った参加）の下で計画を策定する（自分たちの手で作った計画にする）。参加型の計画策定の大前提として、計画としてはアバウトにならざるを得ないことになる。必ずしも100%の実行性を伴わない、“思い入れ”の部分を含む計画であることを容認する必要がある。なお、全国農協中央会の「策定不能の広域合併JAによる地域農業振興計画」の認識は間違っている。支所ごとの振興計画を積み上げるという考え方もありうるし、現に、農協レベルではすでにそうした策定も試みられている。

## 6. 農協に求められる自らの政策提案とその実行

自己改革の最重要課題に位置づく農業者の所得増大や農業生産の拡大をめざして、今、農協には、自ら内部留保の積み立てや営農振興基金の造成に取り組み、それに基づく自らの投資でより積極的に地域農業の隘路を突破する取り組みが求められている。ここではいくつかの事例でその動きを確認しておきたい。

## 1) 長野県・J Aみなみ信州

第一の事例として、J Aみなみ信州のネクスト・アグリプランの取り組み状況について確認しておきたい<sup>注3)</sup>。ネクスト・アグリプランは、同J Aが独自に単年度ごとに費用を計上して取り組む地域農業支援事業である。3年間の取り組みとして2010年にスタートし、2012年で最終年度を迎えている。その2年間における実績について概観しておきたい。

果実に関しては、7つの補助項目に対して支援実施件数198件、支援額は2,244万8,748円(全体の22.3%)である。野菜に関しては、5つの補助項目に対して実施件数237件、支援額は1,340万8,871円(13.3%)である。花きに関しては、4つの補助項目に対して実施件数139件、支援額は673万2,935円(6.7%)である。キノコに関しては、4つの補助項目に対して実施件数29件、支援額は1,076万9,135円(10.7%)である。畜産は9つの補助項目に対して実施件数117件、支援額は4,726万4,272円(47.0%)である。トータルでは、29の補助項目に対して実施件数720件、支援総額は1億62万2,961円に上っている。

2年間に約1億円の支出であるが、とくに畜産の47.0%が大きい。生産者部会での検討をふまえて対象事業と対象者を決めるという手順をふんでいる。このプランは、県中央会の、「行政の補助金だけに頼っているのではなく、自らも金を出しましょう。今投資しないと、今しっかり農業振興に取り組まなければJ Aはモヌケになってしまいますよ」との呼びかけに応じてのものと思われる。役員から継続が強く求められており、農協は2013年度以降の継続に向けて行政に働きかけている。3年目の2012年の補正計画額で約7,000万円に対して、第2期のNAPの2013年の補助金額は8,500万円となっている。

補助項目にも若干の変化がみられる。果実については「リンゴ新矮化研修事業」がカットされ、「品質向上対策支援事業」、「柿皮剥ぎ機新規導入」が追加されている。野菜については、5項目に加えて「生産部鮮度維持対策」が追加されている。花きについては、「花木栽培展示圃設置事業」がカットされ、「新規栽培者支援事業」、「施設化推進事業」は追加されている。キノコについては、「新規保有ビン数の拡大支援」、「液体種菌利用技術確立と普及」がカットされて、「新技術対策」、「安全安心対策」、「経営安定対策」が追加されている。畜産については、「南信州牛ブランド生産対策」、「ブランドの振興対策(肉)」、「医薬原料用兎の増産対策」、「山羊振興対策」がカットされている。作目と関係なく、新たに「遊休地・改植対策」372万円が追加されている。

## 2) 長野県・J A松本ハイランドの試み

第二の事例として、J A松本ハイランドが2016年度から取り組んでいる「農業元気づくり支援対策事業」(工期3カ年で1億6,700万円の予算を計上)について確認しておきたい<sup>注4)</sup>。以下の9項目(継続3件、新規6件)にわたる支援事業を実施している(原資は積立金。その先は実績次第)。

- 全般01 ハウスリース事業(野菜・花き・果樹)【継続】  
生産者の初期投資軽減を図るため、ハウス取得ならびに関連機器の新規購入に対する支援 支援基準:リース料(10年間)の2年分
- 野菜02 野菜特産生産規模拡大支援事業【新規】  
地域農業振興ビジョンにより設定した品目(野菜・花き・採種)及び水田作物からの転換等生産規模拡大(新規作付け含む)に対する支援 支援基準:品目ごとの支援基準により支援金を設定(3~12万円/10a)、品目ごとの生産経費を基準に設定
- 果樹03 りんご高密度植栽培導入支援【継続】  
早期多収、高品質、低コストが可能となる高密度植栽培の苗木導入支援(11万本の改植) 支援基準:苗木代(税別)の40%以内
- 04 桃べにみなみ等産地強化支援事業【新規】  
管内で育成された新品種「べにみなみ」の早期産地化と、基幹品目「あかつき」の園地の若返り等のための苗木導入支援 支援基準:苗木代(税別)の40%以内
- 05 梨ジョイント栽培導入支援【新規】  
早期多収となるジョイント仕立て栽培への苗木導入に対する生産支援 支援基準:苗木代(税別)の40%以内
- 06 ぶどう産地強化支援事業【新規】  
消費者志向を取り入れた品種構成に向けた新品種ならびに基幹品種の苗木導入に対する生産支援 支援基準:苗木代(税別)の40%以内
- 07 樹園地リフレッシュ支援事業【新規】  
老朽化した果樹棚の改修及び新設に対する資材支援 支援基準:資材費(税別)の20~50%以内
- 畜産08 畜産経営支援事業【継続】  
肉牛用の素牛価格相場の高騰に対する素牛導入支援年間1,000頭 支援基準:1頭当たり5,000円以内
- 上記01~07の事業を行う人にはさらに応援
- 09 農業機械導入支援【新規】  
農業元気づくり支援対策を活用して生産規模を拡大する農業者への農業機械導入の初期投資支援 支援基準:新規取得または更新する50万円以上200万円未満の農業機械1台につき5万円の支援(新規就農者の場合は30万円を下限)。200万円以上の農業機械は1台につき10万円の支援

### 3) 静岡県・J Aトピア浜松<sup>注5)</sup>

農業振興及び担い手支援事業の実施期間は2014年4月から2017年3月末日までの3カ年間である。この支援事業の決定プロセスは、まず営農部門で原案を練って、営農事業運営委員会で説明して、それを経営委員会で決定するというもので、「農協の購買事業を利用する」ことを前提条件としている。助成内容は以下のとおりである。

なお助成規模は、毎年2億円以内、3カ年合計6億円以内としている。実績は2014



年度総事業費 7 億9,800万円（うち助成金9,200万円）、2015年度総事業費12億9,800万円（うち助成金 1 億6,600万円）となっている。

- ①農業用ハウス助成事業
- ②農業機械助成事業
- ③燃油価格高騰対策事業
- ④農薬使用量軽減・土壌改良事業
- ⑤果樹改植事業
- ⑥畜産環境整備事業
- ⑦鳥獣害被害対策事業
- ⑧地域振興支援事業

#### 4) 営農振興基金を造成、それに基づく援助

三重県・J A いがほくぶは、営農振興基金で新規作物導入や生産者の規模拡大の後押ししている。2016～18年度で 1 億円を充てて活用、農畜産物の販売高を2018年度までに2011～13年度平均の14%増の60億円に引き上げる目標を立てている。基金創設から 2 年間で助成した農家は延べ31戸に及んでいる。

長野県・J A 上伊那は、2016～18年度の 3 カ年で総額 4 億2,000万円を投入、農業生産の拡大、新規就農者の経営を支え、農産物の生産販売額10億円増を目指している。従来の「未来Aサポート」の拡充に加え、16年度に特定品目の生産拡大を支援する基金「+10（プラステン）」を新設して、販売額を15年度の140億円から16年度150億円へ拡大を目指しており、そのために 3 カ年で 4 億2,000万円を投入する。

## 7. 営農面活動の執行態勢の確立と営農指導の「販売に向けた総合的指導」へのシフト

1 人の副組合長ないしは常務理事の下にある専門委員会において技術、日程、品目・品種・樹種、サプライヤー等々に関するチョイスについて決定する。この委員会が決定した基本方針に則って営農経済部門の営農指導員が日常的にその実行に向けて活動する。農協の営農指導の最重要使命は、ある品目・品種・樹種の生産拡大の方針が決められたとしたら、その方針に沿ってその品目・品種の生産拡大に成功することである。農協の営農指導の特徴は、一般的なアドバイスにはできない衝撃的で、ダイナミックな強い指導であり、リスクを負う覚悟をもった強い指導である。このように特徴づけられる農協の営農指導は、読みようによってはもはやそれは技術指導というよりは、「販売に向けた総合的指導」ともいうべきものではないか（販売事業を展開する農協において「販売指導」という概念は自己矛盾であろう）。

今後さらに深める必要のある重要な論点であるが、昨今のわが国の農協に突き付けられている、「5 年間に販売額の増大を実現する」という至上命令に鑑みるならば、ここは、技術指導は可能な限り行政の農業改良普及事業にお任せして、その充実・強化を国に強く要請するとともに、農協陣営は、この「販売に向けた総合的指導」に集中、徹底するとい

う対応こそが求められるべきところではないか<sup>注6)</sup>。

わが国の農産物市場において農協陣営に求められている販売力強化の課題は、産地形成を図ってブランド力を強化すること、商談を重ねて共同で商品開発するいわゆるマーケットインの2本柱での対応によって実現されるものであろう。常務理事の下に設置された営農経済専門委員会のもと、いかに販売力を強化するか、そのためにはフランスの農協で新たに取組みられようとしている「販売に向けての総合的指導」の提起には大いに学ぶところがあるのではないか。信用・共済事業からの経営資源のシフトありきではなく（もちろん、そこでの適切な経営資源の配分については深く検討されなければならないが）、営農経済部門内部での戦略的な体制づくりと、営農指導の「販売に向けての総合的指導」へのシフトこそが優先されるべきではないか<sup>注7)</sup>。

## 8. 営農経済事業改革の4つの柱

### 1 イコールフィッティングの条件整備めざしての政策要求

農協の営農経済事業改革の大前提として、まず第一に欠くべからずものとしてあげておかなければならないのは、諸外国と同等の競争を可能にする政策環境の整備である。しかしこの点に関しては、すでに冒頭であげた筆者の論稿で詳しく述べているのでここでは省略する<sup>注8)</sup>。

### 2 II-5で提起した「骨太の地域農業振興計画の策定とその実行」(生産振興と販売拡大)

### 3 II-6で提起した「政策立案とそれに向けての自らの投資」

### 4 II-7で提起した営農指導の「販売に向けた総合的指導へのシフト」

(本センター会長・滋賀県立大学名誉教授)

注1) 「プロダクトアウト」(作ったものを売れ) から、「マーケットイン」(売り先のあるものを作れ) ある通販業者の述懐

「できたものを売る、生産した大量の生産物をどさっと持ち込むのに適しているのは卸売市場。私たちはそのようなものを持ち込まれても困るばかりです。私たちが望むのは、モノづくり=商品づくりにともに取り組むというスタイルです」(商談会開催の繰り返し)

\*直売所こそマーケットインの究極の形ではないか

2) いのちはぐくむ農法とは、“いのち”をはぐくむという農業のやり方についての考え方であり、“いのち”とは、生産者の健康といのちであり、消費者の健康と安心であり、そして田畑にいる生き物たちのいのちすべてを含む“いのち”である。

関根佳恵は、フランスの農業・食料・森林未来法をふまえて(2014年制定)、アグロエコノミーに以下のような定義と解説を提示している。

定義：環境及び社会にやさしい農業、その実践と運動、そしてそれを支える科学

解説：それは、生態系の営みに配慮した有機農業や自然農法の実践や問題意識と共有する点が多いが、単に農薬や化学肥料を使用しないだけでなく、ますます巨大化する農業食料産業の中で小規模な家族農業が経営を安定させ、持続可能な農業を営むための方策を示すものである。日本農業新聞2016年6月5日付、農村学教室今日のテーマ「家族農業とアグロエコロジー」

- 3) 小池恒男「J Aみなみ信州の調査結果と概要」, 総研レポート『地域農業振興・活性化に果たすJ Aの役割に関する調査研究報告書(Ⅱ)』農林中金総合研究所, 2013年06月28日, 第2章第3節。
- 4) 田中均「元気な農業づくりに向けた営農経済事業改革—農業元気づくり支援対策事業の創設・総合販売戦略の構築に向けて—」, (一社) 農業開発研修センター『平成28年度(通算第29回)自治体・J Aの地域農業支援に関する研究会』, 2016年08月3日。
- 5) 静岡県・J Aトピア浜松の「特販課の主な業務」より。渥美保広「マーケットインに基づく生産・販売戦略」, (一社) 農業開発研修センター『平成28年度通算第45回農協問題総合研究会資料』, 2016年7月13日, ①-7ページ。
- 6) ただし, 国が農業改良普及事業を縮小する方向で動いており, 加えて, 普及対象を担い手に限定する方向を強めているという実態をみるならば, この提案は無責任のそしりを免れない。当然のことながら, 農協の営農指導事業に関するここでの提案は, 一方において, 国に農業改良普及事業の拡大・充実を強く求める政策要求をとともうものでなければならない。
- 7) 長野県・J A松本ハイランドの場合, 2人の営農経済常務(うち1人が農林水産委員長), 60人の営農指導員, 16人のアドバイザー(OB職員の再雇用)。
- 8) 小池恒男「地域農業振興にどう取り組むのか—農業の“成長産業化”を越えて—」, 『農業と経済』2016年7・8月合併号。3節「農業保護政策を左右する国民的支持の行方」9-12ページ。